

## 評議員、理事、監事の報酬支給基準

(定款及び平成29年6月23日の定時評議員会で決定)

(1)対象者…評議員、理事、監事

(2)報酬基準

総額	1人あたりの各年度の総額が 200,000円を超えない範囲
支給基準	1回につき20,000円(税引き後手取り額)

以上